



嶺鶴

令和8年2月27日
大田区南久が原 2-17-1
電話 (3750)2260
FAX (3750)2280

人は、何度でも育ちを更新できる

大田区立東調布第三小学校
校長 並木 昭

年度末にあたり、今年度を振り返る雑感として書きます。

成人年齢が18歳に引き下げられた現在では、「犯罪少年」という用語は14歳から17歳までを指すものとなっています。ところで、少年法はこれまで何度も改正が行われていることは御存じのことと存じます。同法の平成19年の改正から、14歳未満の少年の少年院送致のほか、警察官による調査や強制処分が可能となっています。

日常の生活ではほとんど登場しませんが、生活指導の場面や警察等の機関に関係する用語に、「虞犯（ぐはん）少年」（将来犯罪や違法行為を行う恐れのある少年）や「触法少年」（13歳以下の刑罰法令に触れる行為をした少年）というものがあります。

このような言葉が存在する背景や意義を考える時、こどもの健やかな成長と幸せを願って、更生を実行すること、すなわち、「人は、何度でも育ちを更新できる」という心意気で大人がこどもに関わり続けることが現代社会に求められていると痛感するのです。

新年度目のこの時期に、様々な思いを巡らせながら、こどもに関わるあらゆる制度の意義とともに、学校教育と家庭及び地域社会の責務について、改めて学び直し、正しい認識をもちたいと考えます。

令和7年度を終えるにあたり、保護者の皆様、地域の皆様、本校に縁するすべての方々に、改めまして深く感謝を申し上げます。次年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

【参考文献】

法務省（2017）『少年法改正の経過』法制審議会第178回会議配布資料
法務省法務総合研究所（2023）『令和5年版犯罪白書』